

大名みえ子です

〒319-1112 東海村村松 2401-2

電話・FAX 029-284-0761

E-mail toukai@oona-mieko.info



安全協定の見直し要求を貫いてほしい

東海第 2 原発の 20 年運転延長申請期限が今月 28 日に迫っている問題で、「東海第 2 原発問題署名実行委員会」などの脱原発を掲げる市民団体・グループが 11 月 17 日、「原子力所在地域首長懇談会」の座長をつとめる山田修村長に要請書を手渡しました。



要請書は、▽周辺 5 市にも「東海村と同等の権限を有する」という内容が盛り込まれない協定は拒否する▽協定が見直されない限り、再稼働にかかる話し合いも拒否する▽従来の協定での再稼働は断固拒否することなどを求めています。

このなかで、山田村長は同首長懇談会が今月 8 日に周辺 5 市への権限拡大を改めて申し入れたことについて、「原電側からの回答はない」と説明。「原電には私たちの要求との温度差があると思う。申請期限が迫っているが、原電の対応が見えてこない」と語りました。参加者らは原子力事故に市町村境界は関係ないと指摘。周辺 5 市も東海村と同等の権限を有する安全協定への見直しを周辺 5 市長と協力して原電側に迫るよう同「首長懇談会」座長としての山田村長に求めたものです。

東海第二原発の運転 20 年延長、本日 24 日申請

原電は 22 日、原子力所在地域首長懇談会に対し、安全協定の見直しに関する回答として、新案により「実質的な事前了解」を認める方針を示しました。現行の安全協定で「実質的な事前了解」を拡大すれば、他の原発立地地域にも波及しかねないことを懸念し、「茨城方式」を編み出した形です。

同時に東海第二原発の運転 20 年延長の申請を 24 日、行うことを説明しました。これに対し首長懇談会は、「申請が再稼働に直結するものではない」という原電の説明を受け入れたと聞きました。

現行協定の第 5 条の権限行使は、これまでどおり県知事と東海村長のままという関係の中で、再稼働にかかる「事前了解」権が真に有効的に働くのか、私には疑問が残ります。

「再稼働中止・廃炉に」、住民の様々なとりくみが



19 日には、東海文化センターにおいて、城南信用金庫相談役の吉原毅さん（原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟会長）をよんで、講演会と終了後東海駅までのデモ行進が行われました。

吉原さんは、「世界の潮流は脱原発」として、太陽光発電＋風力発電で、原発設備容量の 2 倍を超えたことを強調。アメリカなど世界各国では太陽光による発電コストが電気料金を下回り、今後はさらに爆発的な普及が見込まれていると述べました。

また、原発により出た放射性廃棄物の処理処分にかかる費用や事故が起きた場合の対処費用は莫大なものとなり、日本の経済は原発を持たない方が好調となる。東海第二原発はなくても大丈夫・・・と明快に語っていました。廃炉に向け、いっそう力を集めましょう。